

「各種事務事業の取扱い」

03 例規分科会

長岡市・与板町合併協議会

項番	事務事業 コード	各種事務事業	変更	分類	調整方針案
423	010101	非核平和の推進		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
424	020102	公募の賞		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
425	030101	情報公開制度		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
426	030102	審議会等の議事録公表制度		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
427	030201	個人情報保護制度		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
428	040102	海外高校留学奨学金の支給		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
429	040101	育英奨学金の貸し付け		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町の既貸付者については、現行の貸付条件、返還条件のままとする。
430	020101	市町村表彰		合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

423

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
03 例規	01 非核平和	01 非核平和	01 非核平和の推進	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
(1)目的 県内唯一の戦災都市として、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次の世代に受け継ぐことにより、平和意識の醸成を図る。 (2)主な事業 非核平和都市宣言市民の集い 広島平和記念式への中学生の派遣 平和作品の募集 長岡戦災資料館の運営	なし	なし	なし	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	なし		長岡市の制度に統一する。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

424

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目（分科会）	中項目	小項目	各種事務事業	
03 例規	02 表彰	01 表彰	02 公募の賞	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
1 米百俵賞 (1)実施主体 (財)長岡市米百俵財団 (2)対象 分野を問わず、独創的な活動により人材の育成に大きく貢献し、米百俵の精神を今に体现する個人又は団体。(国籍、居住地は問わない。) (3)賞の内容 表彰楯、副賞(賞金100万円) (4)募集期間 10月から翌年1月まで	なし	なし	なし	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	なし		長岡市の制度に統一する。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

425

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業
03 例規	03 情報公開・個人情報保護制度	01 情報公開	01 情報公開制度
長岡市	中之島町	越路町	与板町
<p>1 長岡市情報公開条例 (1)制度の概要 市政に関する情報の公開を求める市民の権利を保障し、情報の公開手続等について定めた制度である。市政に関する情報は公開することを原則とし、公開しない情報は、個人に関する情報など最小限の範囲にとどめることとしている。</p> <p>(2)実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会</p> <p>(3)請求権者等 市内に住所を有する者 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者 市内に所在する学校に在学する者 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に具体的な利害関係を有する者 前記以外のものから情報の公開の申出があった場合においても、これに応ずるよう努める。</p>	<p>1 中之島町情報公開条例 (1)制度の概要 町民に町が保有する情報の公開を求める権利を保障し、その公開手続を定めた制度である。</p> <p>(2)実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会</p> <p>(3)請求権者等 町内に住所を有する個人 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 町内に存する事務所又は事業所に勤務する個人及び町内に存する学校に在学する個人 町内に納税義務のある個人又は法人その他の団体 前各号以外のもので、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する個人又は法人その他の団体 前記以外のものに対しても情報の公開に努める。</p>	<p>1 越路町情報公開条例 (1)制度の概要 町政に関する情報の公開を求める町民の権利を明らかにするとともに、情報の公開について必要な事項を定める。</p> <p>(2)実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会</p> <p>(3)請求権者等 町内に住所を有する者 町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 前記以外のものから公文書の公開の申出があった場合においても、これに応ずるよう努める。</p>	<p>1 与板町文書公開条例 (1)制度の概要 町政に関する情報の公開を請求する町民の権利を明らかにすることにより、町政に対する理解と信頼を深め、もって町民参加による公正で開かれた町政の推進に寄与することを目的とする。</p> <p>(2)実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会</p> <p>(3)請求権者等 町内に住所を有する者 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 前2号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者 前記以外のものから情報の公開の申出があった場合においても、これに応ずるよう努める。</p>
三島町	山古志村	小国町	課 題
<p>1 三島町情報公開条例 (1)制度の概要 行政機関に対する情報の公開請求権を認め、その公開手続等を定めた制度である。</p> <p>(2)実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会</p> <p>(3)請求権者等 町内に住所を有する者 町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 町内に所在する事務所又は事業所に勤務する者 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に具体的な利害関係を有するもの 前記以外の者から情報の公開の申出があった場合においても、これに応ずるよう努める。</p>	<p>1 山古志村情報公開条例 (1)制度の概要 村政に関する情報の公開を求める村民の権利を明らかにするとともに、情報の公開について必要な事項を定める。</p> <p>(2)実施機関 村長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会</p> <p>(3)請求権者等 村内に住所を有する者 村内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 前記以外の者から公文書の公開の申出があった場合においても、これに応ずるよう努める。</p>	<p>1 小国町文書公開条例 (1)制度の概要 町政に関する情報の公開を求める町民の権利を明らかにするとともに、町政の諸活動を町民に説明する責務について定めることにより、町民の監視の元に町政に対する理解と信頼を深め、町民参加による公正で開かれた町政の推進に寄与することを目的とする。</p> <p>(2)実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会</p> <p>(3)請求権者等 町内に住所を有する個人 町内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体 前2号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に具体的な利害関係を有する個人、法人その他の団体 前記以外のものから情報の公開の申出があった場合においても、これに応ずるよう努める。</p>	<p>長岡市の制度に統一する。</p>

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

426

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
03	例規	03	情報公開・個人情報保護制度	01	情報公開	02	審議会等の議事録公表制度
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
1 審議会等の議事録公表制度 (1)制度の概要 審議会等の会議議事録の公表に関する要領を定め、審議会等の会議議事録の写し及び会議資料を市民に公表する。 (2)公表の対象とする会議 市民、学識経験者等を構成員とし、審議、審査、調査等を行うために設置された審議会、審査会、調査会等の会議 (3)公表の方法 本庁舎1階市民情報ラウンジに議事録を備え置くことにより行っている。		1 審議会等の議事録公表制度 なし 情報公開条例に基づく公開請求に対しては、各審議会等の判断により個々に対応している。		1 審議会等の議事録公表制度 なし		1 審議会等の議事録公表制度 なし 与板町情報公開条例により公表している。	
三島町		山古志村		小国町		課題	
1 審議会等の議事録公表制度 なし 三島町情報公開条例により公表している。		1 審議会等の議事録公表制度 なし		1 審議会等の議事録公表制度 なし 各審議会等の判断により個々に対応している。		調整方針案 長岡市の制度に統一する。	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

427

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業		
03 例規		03 情報公開・個人情報保護制度		02 個人情報保護		01 個人情報保護制度		
長岡市		中之島町		越路町		与板町		
<p>1 長岡市個人情報保護条例 (1)制度の概要 個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定め、個人情報を保護するとともに、自己に関する個人情報の開示請求等の権利を保障することにより、市民の基本的な人権を擁護することを目的とする制度である。 (2)実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会 (3)請求権者 実施機関に自己に関する個人情報が保管されている本人又はその代理人 (4)審議機関 名称 長岡市情報公開・個人情報保護審議会 委員定数 10人以内 報酬 9,100円(1日) (5)個人情報開示不服申立審査機関 名称 長岡市情報公開・個人情報保護審査会 委員定数 5人以内 報酬 9,100円(1日)</p>		<p>1 中之島町個人情報保護条例 (1)制度の概要 町の保有する個人情報の適正な取扱いについて定めるとともに、町民の自己情報の開示や訂正等の権利を保障し、そのことにより、町民の基本的な人権を擁護する制度である。 (2)実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会 (3)請求権者 町内に住所を有する個人及び町内に住所を有しないが町に個人情報が保有されている個人、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人、保佐人又は補助人は、本人に代わって、開示請求をすることができる。 (4)審議機関 名称 中之島町情報審査会 委員定数 5人以内 報酬 6,600円(1日) (5)個人情報開示不服申立審査機関 同上</p>		<p>1 越路町個人情報保護条例 (1)制度の概要 個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定めるとともに、町民の自己情報の開示請求等の権利を保障することにより、公正で民主的な町政の実現を図り、もって町民の基本的な人権である個人の尊厳を確保することを目的として作られた制度である。 (2)実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会 (3)請求権者 実施機関が管理している自己に関する個人情報をもつ町民 (4)審議機関 名称 越路町情報公開・個人情報保護審査会 委員定数 5人以内 報酬 8,200円(1日) (5)個人情報開示不服申立審査機関 同上</p>		<p>1 与板町個人情報保護条例 (1)制度の概要 個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定めるとともに、権利を保障することにより、公正で民主的な町政の実現を図り、もって町民の基本的な人権を擁護することを目的とする。 (2)実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会 (3)請求権者 町民は、実施機関に対し、実施機関が保有している自己に関する個人情報(以下「自己情報」という。)の閲覧及び写しの交付(以下「開示」という。)を請求することができる。 (4)審議機関 名称 与板町情報公開等審査会 委員定数 5人 報酬 8,700円(1日) (5)個人情報開示不服申立審査機関 同上</p>		
三島町		山古志村		小国町		課題		
<p>1 三島町個人情報保護条例 (1)制度の概要 個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定めるとともに、町民の自己情報の開示請求等の権利を保障することにより、公正で民主的な町政の実現を図り、もって町民の基本的な人権である個人の尊厳を確保することを目的とする。 (2)実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会 (3)請求権者 個人情報データに記録されている町民 (4)審議機関 名称 三島町情報公開・個人情報保護制度審査会 委員定数 5人以内 報酬 8,300円 委員長のみ9,500円(1日) (5)個人情報開示不服申立審査機関 同上</p>		<p>1 山古志村個人情報保護条例 (1)制度の概要 個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定めるとともに、村民の自己情報の開示請求等の権利を保障することにより、公正で民主的な村政の実現を図り、もって村民の基本的な人権である個人の尊厳を確保することを目的として作られた制度である。 (2)実施機関 村長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会 (3)請求権者 実施期間が管理している自己に関する個人情報をもち村民 (4)審議機関 名称 山古志村情報公開・個人情報保護審査会 委員定数 5人 報酬 8,000円 (5)個人情報開示不服申立審査機関 同上</p>		<p>1 小国町個人情報保護条例 (1)制度の概要 個人情報の取扱いに関する基本事項を定めるとともに、町民の自己情報の開示請求等の権利を保障することにより、公正で民主的な町政の実現を図り、もって町民の基本的な人権である個人の尊厳を確保することを目的とする。 (2)実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員、議会 (3)請求権者 町民は、実施機関に対し、実施機関が管理している自己に関する個人情報(以下「自己情報」という。)の閲覧及び写しの交付(以下「開示」という。)を請求することができる。 (4)審議機関 名称 小国町情報公開・個人情報保護審議会 委員定数 5人 報酬 5,400円(1回) (5)個人情報開示不服申立審査機関 同上</p>		<p>長岡市の制度に統一する。</p>		
						調整方針案		

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

428

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
03 例規	04 奨学金	01 奨学金	02	海外高校留学奨学金の支給
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
1 海外高校留学生奨学金 (1)実施主体 (財)長岡市米百俵財団 (2)対象者 財団法人エイ・エフ・エス日本協会(AFS)又は財団法人ワイ・エフ・ユー日本国際交流財団(YFU)の高校生年間派遣プログラムを利用して、ホームステイをしながら1年間海外の高校に留学する高校生 (3)応募資格 県内の高校1年又は2年に在学していること 長岡市に引き続き1年以上居住する世帯の子弟であること AFS又はYFUが実施する年間派遣プログラムの選考試験に出願していること (4)募集人数 3人 (5)選考方法 選考委員会(財団の理事及び評議員)で書類審査と面接のうえ選考する。 (6)支給額 AFS又はYFUの個人負担金相当額	なし	なし	なし	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	なし		長岡市の制度に統一する。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 _____ 平成17年 1月21日

429

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業
03 例規	04 奨学金	01 奨学金	01 育英奨学金の貸し付け
長岡市	中之島町	越路町	与板町
1 大学進学者奨学金貸付事業 (1) 制度の概要 (財)長岡市米百俵財団では、社会に有為な人材の育成を図り、教育の機会均等に寄与するため、大学に進学する人に奨学金を貸し付けている。 (2) 応募資格(次の全てを満たすことが必要) 健康かつ学力優秀であって、経済的理由により修学が困難な人、長岡市に引き続き1年以上居住する世帯の子弟である人、新たに大学(短期大学、夜間部、通信教育部、大学院は除く。)に入学する人、他の奨学金その他これに類するものの貸与や支給を受けない人 (3) 募集定員 毎年20人程度 (4) 奨学金の貸付額 自宅通学の場合:月額30,000円 自宅外通学の場合:月額40,000円 (5) 奨学金の利息 無利息 (6) 奨学金の貸付期間 入学する大学の最短修学年限の終期まで (7) 奨学金の返還 貸付期間の終了後1年間は据え置き、その後10年以内に全額を年賦又は半年賦で返還する。 (8) 奨学金の返還猶予 あり(進学等) (9) 奨学金の返還免除 あり(死亡等) (10) 他奨学金との併用 否	なし	なし	1 与板町奨学金貸付事業 (1) 制度の概要 当制度は、健康かつ学力優秀でありながら、経済的理由で就学が困難な人に奨学金の貸与を行うことにより、広く社会に有為な人材の育成を図り、教育の機会均等に寄与することを目的としている。 (2) 応募資格(次のすべての条件を満たしていることが必要) 健康的かつ学力優秀であって、経済的理由により就学が困難な人、奨学金の貸与を受けることとなる日の1年前から引き続き与板町に居住している人、大学(短期大学、専門・専修学校を含む、以下同じ。)に新たに入学する人、又は在学している人、他の奨学金その他これに類するものの貸与や支給を受けていない人、所得基準(日本育英会の収入基準と同じもの) (3) 募集定員 5人 (4) 貸付額 月額50,000円(一律) (5) 奨学金の利息 無利息 (6) 奨学金の貸付期間 貸与決定の日から在学する学校の最短修学年限の終期まで (7) 奨学金の返還 貸与期間の終了後1年を経過後10年以内に全額を年賦又は半年賦で返還する (8) 奨学金の返還猶予 あり(進学等) (9) 奨学金の返還免除 あり(死亡等) (10) 他奨学金との併用 否
三島町	山古志村	小国町	課 題
なし	1 就学資金貸付事業 (1) 制度の概要 大学・短大就学者に対し、就学年限を限度に資金貸し付けている。 (2) 応募資格 村民の子弟であること。 (3) 募集定員 特に定めなし (4) 貸付額 大学生 月額30,000円 短大生・専門学校生 月額20,000円 (5) 奨学金の利息 無利息 (6) 奨学金の貸付期間 入学する学校の最短修学年限の終期まで (7) 奨学金の返還 大学生 10年以内に返還する。 短大生 7年以内に返還する。 (8) 奨学金の返還猶予 あり(進学等) (9) 奨学金の返還免除 あり(死亡等) (10) 他奨学金との併用 可	なし	調整方針案
			長岡市の制度に統一する。ただし、与板町の既貸付者については、現行の貸付条件、返還条件のままとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

430

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業
03 例規	02 表彰	01 表彰	01 市町村表彰
長岡市	中之島町	越路町	与板町
<p>1 市表彰</p> <p>(1)被表彰者の主な選定基準 献血100回以上 附属機関の委員15年以上 町内会長12年以上 学校医25年以上 技術・技能大会で内閣総理大臣賞・主務大臣賞受賞 オリンピック・世界選手権出場 消防団員25年以上</p> <p>2 地域社会貢献者褒賞</p> <p>(1)被表彰の主な選定基準 福祉施設ボランティアは週1回以上5年以上、月1回10年以上 公園・街路の美化活動はほぼ毎日10年以上</p> <p>3 市政功労者顕彰</p> <p>(1)被表彰者の主な選定基準 市議会議員10年(又は20年)で功績が顕著</p>	<p>1 町政功労者表彰</p> <p>(1)被表彰者の主な選考基準 町四役(12年以上退職時) 議会議員、選挙・議会推選に係る執行機関委員(12年以上) 事務嘱託員(12年以上) 非常勤特別職員(15年以上) 各種団体理事、会長(20年以上) 幹部消防団員(25年以上退職時) 人命救助、徳行にすぐれた者 芸術・文化関係審査会及びスポーツ競技会等での著しく優秀な成績をおさめた者等</p>	<p>1 特別功労表彰</p> <p>(1)被表彰者の主な選定基準 町長職12年以上 町議会議員20年以上 町農業委員会委員、町議会同意委員、助役、収入役、25年以上 文化財寄贈者 町内居住者150名以上(5年連続)の企業</p> <p>2 功労表彰</p> <p>(1)被表彰者の主な選定基準 人命救助 町の文化、産業、教育等の自治振興、公益に尽力した者 町長職8年以上 町議会議員8年以上 町農業委員会委員、町議会同意委員、助役、収入役15年以上 町職員30年以上</p>	<p>1 町表彰</p> <p>(1)被表彰者の主な選定基準 特別功労表彰 町長職12年以上在職した者 特別職及び議会議員並びに任命について議会の同意を得て選任される職にあって20年以上の者 前2号のほか、町長において裁定した者 功労表彰 特別職、議会議員及び農業委員並びに任命について議会の同意を得て選任される職にあって通算12年以上の者 消防団員として20年以上勤続した者(ただし、団長については12年とする。) 前2号のほか、町長において裁定した者 善行表彰 団体又は個人であって多年町の公益に関する事業に尽力し、又は公務を助力し、その功績が顕著な者 町の公益のため多額の金品を寄附し、又は、奇特の行為があった者 非常災害に際し特に功績が顕著であって、衆人の模範と認められる者 町職員その他これに準ずる者であって、職務に勤勉し、執務改善、事務執行等について特に業績が顕著な者 前各号のほか、町長において裁定した者</p>
三島町	山古志村	小国町	課 題
<p>1 町表彰</p> <p>(1)被表彰者の主な選定基準 特別功労者表彰 町長の職にあった者 議員20年以上 助役、収入役20年以上 農業委員等25年以上 功労者表彰 自己の危険を顧みず人命を救助した者 行政各分野において20年以上従事し、功績が特によくしていると町長が認めた者 議員12年以上、助役、収入役、教育長12年以上、農業委員等15年以上、消防団員20年以上、町嘱託員10年以上、非常勤特別職20年以上</p>	<p>1 村表彰</p> <p>(1)被表彰者の主な選定基準 特別功労者表彰 村長職16年以上で現職でない者 村議会議員20年以上 助役、収入役20年以上 その他功績が卓絶で村議会の同意を得た者 一般功労者表彰 教育文化に尽くした者 社会福祉、保健衛生、産業振興に20年以上従事した者(職員25年以上) 品評会、共進会、競技会において成績優秀な者 村長12年以上、村議会議員12年以上、助役収入役12年以上、農業委員15年以上、教育委員等16年以上、村職員25年以上、消防団員20年以上 私財50万円以上を寄付した個人、100万円以上寄付した団体</p>	<p>1 町表彰</p> <p>(1)被表彰者の主な選定基準 特別功労表彰 町長職12年以上在職した者 町議会議員20年以上並びに町議会議員と町長職を通算して20年以上 助役、収入役20年以上 その他町長が特に適当と認めた者 功労表彰 自己の危険・危険を顧みず人命を救助した者 町の文化、産業、教育、社会福祉、保健衛生、土木、交通、消防防災、その他自治振興並びに公益の進展に尽くし、その功績が特に顕著であるもの 町議会議員12年以上 町農業委員並びに町議会の選挙または同意を得て選任される各種委員、助役、収入役15年以上 その他、特に他の模範となるべき行為をした者 善行表彰 町民の模範となる善行をした者 町の公益のため多額の金品を寄附した者 町職員その他これに準ずる者で、職務に精励し、執務改善並びに事務執行上特に業績が顕著な者</p>	<p style="text-align: center;">調 整 方 針 案</p> <p>長岡市の制度を基に統一する。</p>